

広島市告示第80号
令和8年2月27日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一 實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社NIKORATEC	訪問看護ステーションハルト	広島市安佐南区川内五丁目 21番44-203号	令和8年2月28日	訪問看護及び介護予防訪問 看護